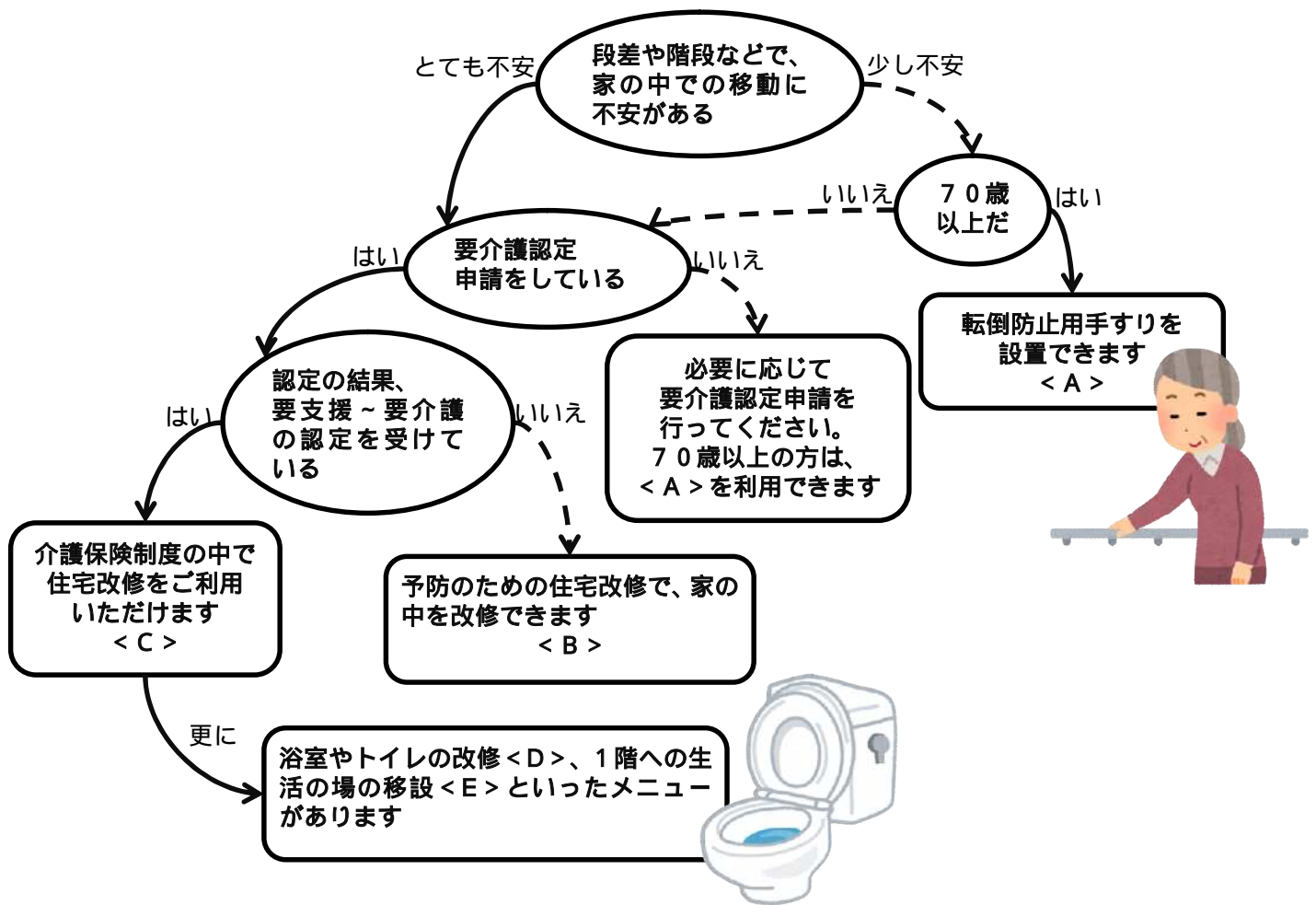


# 荒川区の皆様がご利用いただける 住宅改修のご案内

～ 住み慣れたわが家で安心して暮らすために～

荒川区では、高齢者の皆様が住み慣れた自宅でもより長く生活していただけるよう、様々な住宅改修事業を実施しています。利用できる制度を活用して、安心した生活を送りましょう。



区分	主な改修項目
< A > 転倒防止給付	転倒しそうな場所への手すり取付け 要介護認定申請をすることなくご利用いただけます
< B > 住宅改修予防給付	手すりの取付け、段差解消、床材の変更、扉の取替え、 便器の取替え
< C > 介護保険制度住宅改修給付	手すりの取付け、段差解消、床材の変更、扉の取替え、 便器の取替え
< D > 住宅設備改修給付	浴槽の取替え 流し・洗面台の取替え（要介護4・5で車椅子の方のみ） 便器の取替え（介護保険制度の改修に上乗せ）
< E > 新設給付	1階への生活の場の移設

詳しくはパンフレットの中をご覧ください。

# 住宅改修支援項目一覽

制度	区分	対象年齢	要介護認定結果	改修項目	支給限度基準額 ( )内は9割支給の場合の給付額上限
区助成	< A > 転倒防止給付 【P.2】	70歳以上	不要	転倒しそうな場所への手すりの取付け	50,000円 (45,000円)
	< B > 住宅改修予防給付 【P.3-4】	65歳以上	非該当(自立) 6か月以内の要介護認定結果	手すりの取付け 段差解消 床材の変更 扉の取替え 便器の取替え 前記附帯工事	200,000円 (180,000円)
	< D > 住宅設備改修給付 【P.3-4】		要支援1・2又は要介護1～5 ただし、については要介護4・5で車椅子利用の方のみ	浴槽の取替え *深い浴槽を浅い浴槽に取り替える工事など	379,000円 (341,100円)
				流し・洗面台の取替え *車椅子で利用できるものに取り替える工事	156,000円 (140,400円)
				便器の洋式化 *介護保険の支給限度額を超える場合に、介護保険と併用して利用できます	106,000円 (95,400円)
	< E > 新設給付 【P.3-4】		要支援1・2又は要介護1～5 1住宅あたり1回の利用。また区内転居した場合、再度ご利用いただくことはできません	工場や店舗等、居住目的以外の空間を居住空間に改修するための以下の新設工事と付帯して必要な工事 *1階の改修を行う場合のみ住宅設備改修給付 ~ との併用可 【内訳】	991,000円 (891,900円) 内訳の改修項目をすべて使った場合の上限額
			1階床の新設	350,000円 (315,000円)	
			浴槽の新設	379,000円 (341,100円)	
			流し・洗面台の新設	156,000円 (140,400円)	
			便器の新設	106,000円 (95,400円)	
介護保険	< C > 住宅改修 【P.5-6】	右記認定者	要支援1・2又は要介護1～5	手すりの取付け 段差解消 床材の変更 扉の取替え 便器の取替え 前記附帯工事	200,000円 (180,000円)

住宅改修のご利用にあたっては、各種条件があります。該当のページにお進みください。

# 転倒防止用手すりの取付け

必ず事前に申請が必要です。

## 転倒防止用手すりの取付けの概要

玄関、トイレ、浴室等の自宅内で転倒の危険性のある場所に手すりを設置し、事故防止等を図り、できる限り自立した生活が営めるよう、その設置費用の一部を補助します。

要件	改修項目	支給限度基準額 ( )内は9割支給の場合の給付額上限
70歳以上の介護保険被保険者 (要支援及び要介護認定者を除く)	転倒防止用の手すり 取付け	50,000円 (45,000円)

## 対象となる方

現在、介護保険の要介護等認定を受けておらず、荒川区内に住所を有する70歳以上の介護保険被保険者(介護保険料の滞納者を除く)で、直近6か月以内に要介護等認定申請を行っていない方。利用できるのは、原則として現在居住中の住民登録をしている住居のみで、1人1回です。

## 費用負担等

上記の支給限度基準額の範囲で、手すり取付けに要した費用の1割～3割(前年の所得等により異なります。)と支給限度基準額を超える金額が自己負担( )となります。

例:8万円の工事で1割負担の場合 区の補助は45,000円が上限となり、残りの35,000円が本人負担  
生活保護受給者の方は、支給限度基準額の範囲内の場合、自己負担はありません。  
負担割合の判定基準についてはP8、住宅改修Q&Aをご覧ください。

## 利用の流れ

必ず事前の申請が必要です。施工事業所は、利用者が選び、契約します。また、住宅改修費の支給方法は原則として「給付券方式」(住宅改修Q&A参照)です。

### 転倒防止用手すり取付け実施事業者一覧へ記載された施工事業所への相談・見積依頼 工事内容等の確認(自宅にて下見等) 施工事業所・工事内容の決定



事業所を選ぶのは利用者自身です。必要に応じて複数の業者から見積をとるなど比較・検討し、工事内容や費用等をよく確認しましょう。

### 申請書等の提出(施工事業所による代理申請可)

高齢者住宅改修給付申請書(転倒防止給付専用) 工事見積書 改修前の日付入り写真

### 区で内容の審査・決定

審査には7日くらいかかります。決定後、決定通知・給付券を本人宛てに送付し、施工事業所にも連絡します。

### 工事の実施・工事費用の支払い

工事完了後に利用者は、施工事業所へ給付費用の1割～3割を支払うとともに、給付券・完了届を渡します。

工事には必ず立会い、その場で使い勝手を確認しましょう。何かあればすぐに施工事業所に相談しましょう。

### 施工事業所から介護保険課へ請求書等の提出

給付券 完了届 ③改修後の日付入り写真 住宅改修費に係る請求書

### 完了確認後、施工事業所の口座に住宅改修費(7割～9割)の振り込み

施工状況の確認は基本的に写真等により行いますが、必要に応じて実地調査を行う場合があります。給付費は、原則として申請者の委任に基づき、区への請求から約1か月後に施工事業所の口座に振り込みます。

# 区の助成でできる住宅改修

## 荒川区高齢者住宅改修給付事業(区の助成制度)の概要

荒川区独自の助成制度で、介護保険の要介護認定で非該当となった虚弱な高齢者に対して介護保険と同内容の支給を行う「住宅改修予防給付」と支援や介護が必要な高齢者に対して介護保険の住宅改修の対象とならない改修費を支給する「住宅設備改修給付」「新設給付」とがあります。

区分	要介護認定結果	改修項目	支給限度基準額 ( )内は9割支給の場合の給付額上限
< B > 住宅改修 予防給付	非該当(自立)となつた方 申請日以前6か月以内の要介護認定結果	介護保険の住宅改修(P.5)と同内容 手すりの取付け 段差解消 床材の変更 扉の取替え 便器の取替え 上記の附帯工事	200,000円 (180,000円)
< D > 住宅設備 改修給付	要支援1・2又は要介護1～5の方  ただし、については要介護4・5で車椅子利用の方のみ	浴槽の取替え *深い浴槽を浅い浴槽に取り替える工事など	379,000円 (341,100円)
		流し・洗面台の取替え *車椅子で利用できるものに取り替える工事	156,000円 (140,400円)
		便器の洋式化 *介護保険の支給限度額を超える場合に、介護保険と併用して利用できます	106,000円 (95,400円)
< E > 新設給付	要支援1・2又は要介護1～5の方  1住宅あたり1回の利用。また区内転居した場合、再度ご利用いただくことはできません	工場や店舗等、居住目的以外の空間を居住空間に改修するための以下の新設工事と付帯して必要な工事 *1階の改修を行う場合のみ住宅設備改修給付～との併用可  【内訳】	991,000円 (891,900円) 内訳の～までの改修項目をすべて使った場合の上限額
		1階床の新設	350,000円 (315,000円)
		浴槽の新設	379,000円 (341,100円)
		流し・洗面台の新設	156,000円 (140,400円)
		便器の新設	106,000円 (95,400円)

## 対象となる方

介護保険の要介護等認定申請を行った荒川区内に住所を有する65歳以上の方(介護保険料の滞納者を除く)で、高齢により身体機能に障害があるなどして日常生活が不自由であり、自宅での自立した生活を支えるために住宅改修が必要と認められる方(認定の結果により利用できる区分が異なります。)。利用できるのは、原則として現在居住中の住民登録をしている住居のみで、各項目につき1回です(住宅改修予防給付の20万円は数回に分けて使うこともできます)。

## 費用負担等

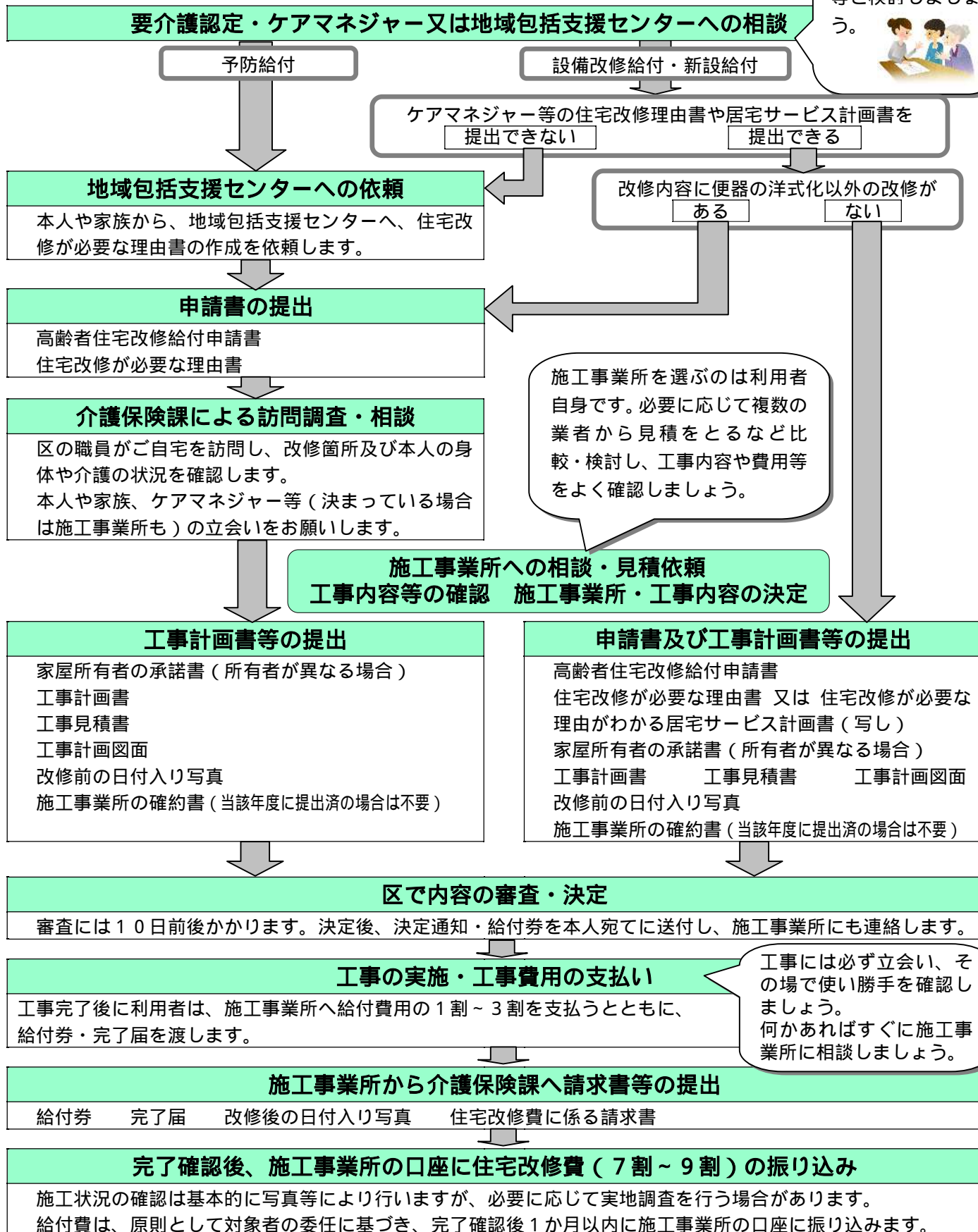
上記の支給限度基準額の範囲で、住宅改修に要した費用の1割～3割(前年の所得等により異なります。)と支給限度基準額を超える金額が自己負担となります。

生活保護受給者の方は、支給限度基準額の範囲内の場合、自己負担はありません。  
負担割合の判定基準についてはP8、住宅改修Q&Aをご覧ください。

# 区の助成で行う住宅改修の流れ

必ず事前の申請が必要です。施工事業所は、利用者が選び、契約します。  
住宅改修費の支給方法は「給付券方式」です。

必要な改修についてケアマネジャー等と検討しましょう。



# 介護保険でできる住宅改修

## 対象となる改修項目

必ず事前に申請が必要です。手続きの流れは6ページをご覧ください。

<p>手すりの取付け</p>	<p>廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路（玄関アプローチ）などに、転倒防止や移動補助のために手すりを取り付ける工事</p> <p>* 便器に取り付けたり、浴槽縁に取り付けたりする、いわゆる建築工事を伴わない手すりは「福祉用具の貸与」又は「福祉用具購入費の支給」で利用できます。</p>
<p>段差の解消</p>	<p>居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の段差や、玄関アプローチの段差を解消するために、敷居を低くする / スロープを設置する / 浴室の床をかさ上げる / 通路等の傾斜を解消するなどの工事</p> <p>* 屋外でも道路に出るための通路部分であれば対象となります。また、掃き出し窓、縁側と地面との段差解消も対象となります。</p> <p>* 取り付け工事を伴わないスロープや段差解消機は「福祉用具の貸与」で、浴室用のすのこは「福祉用具購入費の支給」で利用できます。</p> <p>* 階段昇降機やホームエレベーターは対象とはなりません。</p>
<p>滑りの防止、移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更</p>	<p>居室を畳敷きから板張り、ビニール系床材に変更する / 浴室の床を滑りにくいものへ変更する / 通路面を滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事</p> <p>* 屋外でも道路に出るための通路部分であれば対象となります。</p> <p>* 階段床面にカーペットを張りつけたり取り外すことは、目的が「滑り防止」であれば、どちらも対象となります。</p> <p>* 滑り止めマットを浴室その他に敷くだけでは対象とはなりません。</p>
<p>引き戸などへの扉の取替え</p>	<p>開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンなどに取り替える工事。扉全体の取替えのほか、扉の撤去やドアノブの変更、戸車の設置も含む。</p> <p>* 自動ドアにした場合、動力部分にかかる費用は対象となりません。</p> <p>* 門扉も対象となります。</p> <p>* 重い戸を軽くする改修も対象となります。</p>
<p>洋式便器などへの便器の取替え</p>	<p>和式便器から洋式便器（暖房便座、洗浄機能付きも含む。）へ取り替える工事</p> <p>* 洋式便器の向きを変える工事も対象となります。</p> <p>* 洋式便器を、暖房便座や洗浄機能付き便座に取り替える費用は対象とはなりません。</p> <p>* 据え置き型の腰掛便座は「福祉用具購入費の支給」で利用できます。</p>
<p>上記の改修に付帯する工事</p>	<p>手すり取付けのための下地の補強 浴室の床の段差解消（床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料変更のための路盤整備 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化工事を除く）、床材の変更</p>

## 対象となる方

介護保険の要介護認定で、要支援1・2、要介護1～5と認定された方で、自宅で自立した日常生活を送るために住宅改修が必要と認められる方

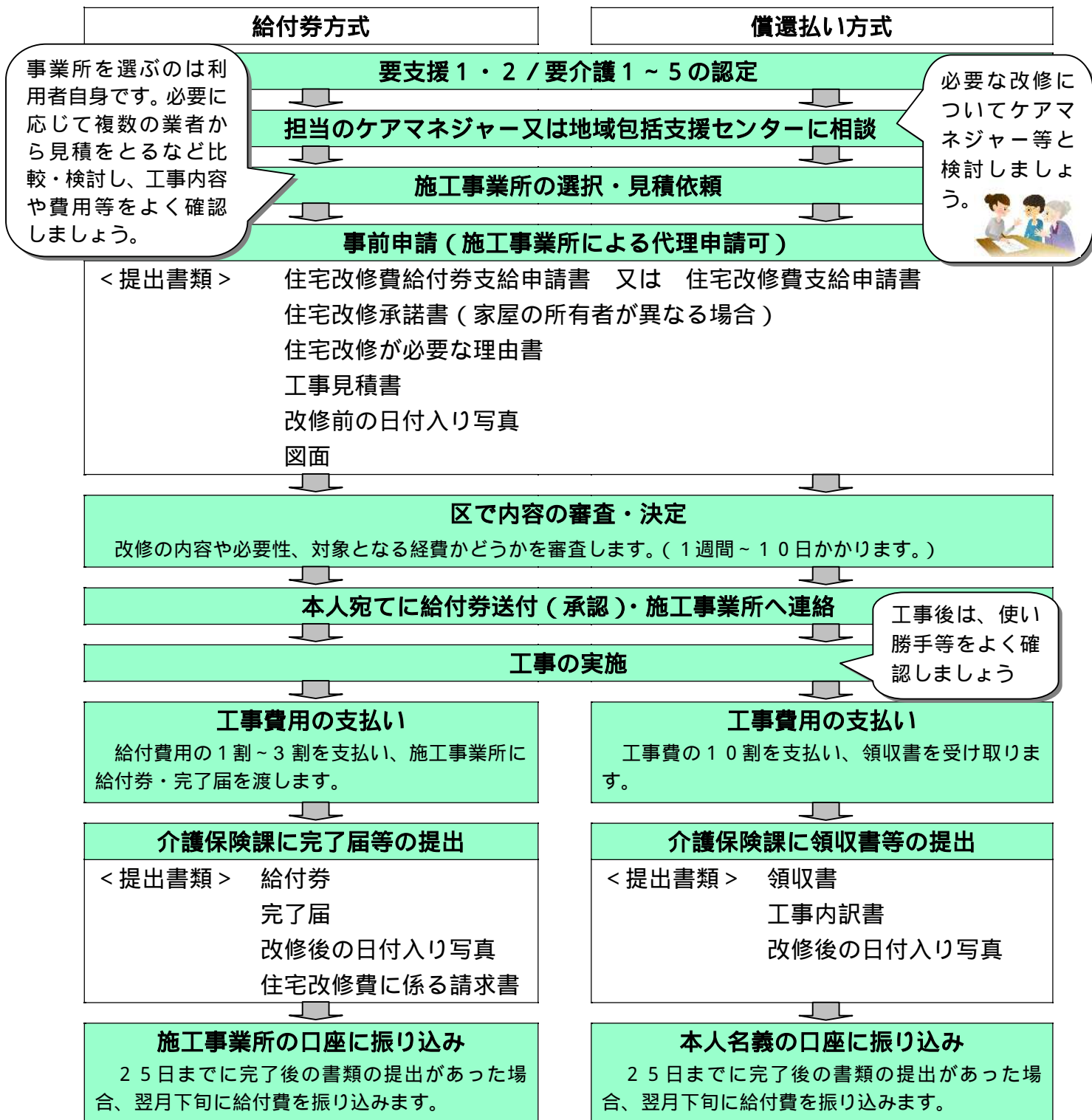
## 費用負担等

要介護状態区分にかかわらず、支給限度基準額を20万円（原則として住民登録をしている住居についてのみ1回限り。）として、住宅改修に要した費用の1割～3割（前年の所得等により異なります。）が自己負担となります。20万円を超える改修の場合は、超えた分も自己負担となります。1回の改修で20万円を使い切らずに数回に分けて使うこともできます。

負担割合の判定基準についてはP8、住宅改修Q&Aをご覧ください。

# 介護保険で行う住宅改修の流れ

必ず事前の申請が必要です。施工事業所は、利用者が選び契約します。  
住宅改修費の支給方法は、「給付券方式」と「償還払い方式」の2通りあります。



見積書等の内容に変更が生じた場合は、必ず事前に介護保険課へ連絡してください。  
事前の申請内容と異なる工事を行った場合、支給対象とならないことがあります。  
事前審査や完了確認の際、訪問して改修箇所を確認させていただく場合があります。  
支給限度額がリセットとなり、再度住宅改修がご利用できるようになる場合があります。詳しくはP9、住宅改修Q&Aをご覧ください。

# 申請に必要な書類

がついているものが必要となる書類です。

	種 類	作成者	( 介 給 護 付 券 保 険 )	( 介 償 還 払 い 保 険 )	区 助 成 制 度	手 転 倒 防 止 用	内 容 等
工 事 前	申 請 書	本 人					所定の書式に記入・押印
	住 宅 改 修 が 必 要 な 理 由 書	ケアマネジ ャー / 地域 包括支援セ ンター職員					被保険者、住宅、福祉用具の導入等の 状況、工事種別、選定の理由等を所定 の書式に記入
	承 諾 書	所 有 者	申請書 に掲載	申請書 に掲載		申請書 に掲載	住宅所有者が本人以外の場合に必要な
	工 事 見 積 書	事 業 所					工事箇所、内容がわかるもので材料 費・施工費・諸経費・消費税を区分し て記載・押印、宛名は被保険者本人宛
	改 修 前 の 写 真	事 業 所 等					撮影日の日付入りのもの 申請する改修箇所全て写っていること
	図 面	事 業 所	申請書 に掲載	申請書 に掲載		申請書 に掲載	改修前と改修後の図面
	工 事 計 画 書	事 業 所 ・ 本 人					所定の書式に記入・押印
工 事 後	施 工 事 業 所 の 確 約 書 ( 転 倒 防 止 用 手 す り は、 併 せ て 転 倒 防 止 用 手 す り 取 付 実 施 事 業 所 届 )	事 業 所					事業所が区助成制度の確約書（転倒防 止用手すりについては、併せて転倒防 止用手すり取付実施事業所届）を当該 年度に既に提出している場合は不要 介護保険については、給付券取扱事 業者登録の際に確約書等を提出
	給 付 券	本 人					給付券は本人の記名・押印
	完 了 届	本 人					決定通知とともに送付する用紙に記入
	請 求 書	事 業 所					介護保険の住宅改修及び転倒防止用手 すりについては、所定の書式 区の助成制度は事業所の書式で可 事業所名及び代表者名を記載し、代表 者の印を押印する
	改 修 後 の 写 真	事 業 所 等					撮影日の日付入りのもの 改修前とできるだけ同アングルで撮影
	領 収 書	事 業 所					本人宛てのもの（原本を確認します）
	工 事 費 内 訳 書	事 業 所					見積書と同内容のもので押印が必要

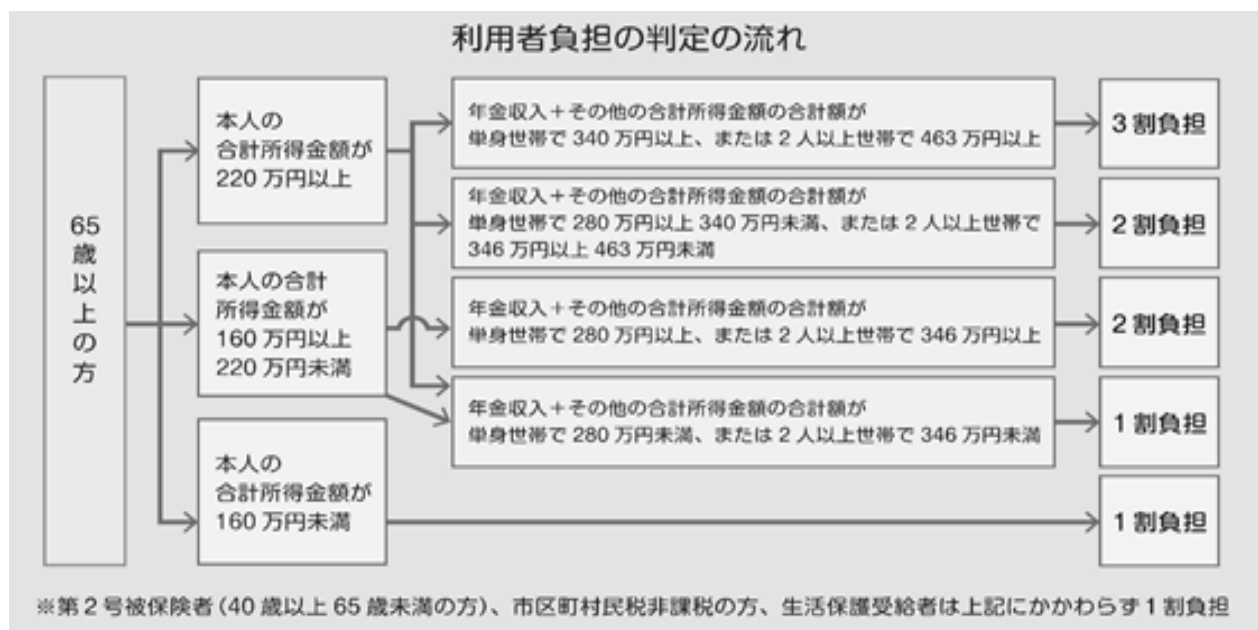
介護保険と区の助成制度を併用する場合は、それぞれに書類が必要となります。  
書式は荒川区のホームページに掲載しています。



# 住宅改修 Q & A

Q 負担割合の1割～3割はどのように決まるの？

A 原則として、介護保険の基準と同様に決定されます。判定基準は下記のとおりです。



厚生労働省リーフレットより抜粋

Q 支払方法にある給付券方式・償還払い方式とは？

A 給付券方式は、利用者が施工事業所に1割～3割の自己負担分を支払い、区から施工事業所に7割分～9割分を支払う方式です。なお、施工事業所は区の給付券取扱事業者である場合のみ利用可能です。

一方、償還払い方式は、住宅改修後、利用者が一旦費用の全額を施工事業所に支払った後、7割分～9割分を利用者の口座に振り込み支給する方式です。施工事業所はどの事業所でも利用可能です。なお、区独自の助成をご利用の際は、償還払い方式はご利用いただけません。

Q 借家でもこの制度を利用できる？

A 所有者の方の承諾があれば、ご利用いただけます。

Q 現在、入院中だが、自宅に戻るための準備として、改修を行いたい場合はどうなる？

A 住宅改修設備給付の決定にあたっては、原則、訪問調査を行い、ご自宅でのご本人様の体の状態を見ながら、必要性を判断いたします。自宅に戻るための準備として改修を行いたい場合は、個別に判断することになりますので、急性期を過ぎ、退院の目途が立ったら区へご相談ください。

Q 改修工事をしている最中に利用者が亡くなったり入院した場合はどうなる？

A 工事完了後に、ご本人が住宅改修内容を活用されることが前提ですので、工事完了前に入院・入所等により、居宅に戻らない状況となった場合には補助金は交付できませんのでご注意ください。

Q 賃貸住宅でこれらの住宅改修補助を利用した場合、退去時の原状回復費用は区で出してもらえますか？

A 原状回復費用の補助はございませんので、ご注意ください。

Q 介護保険の住宅改修費支給について、要介護状態が著しく重くなった場合の例外とは？

A 最初に住宅改修費の支給を受けた際と比較して、介護の必要度が著しく高くなった場合に、改めて支給限度基準額までの住宅改修費の支給を受けられます。ただし、この取扱いは、同一住宅・同一要介護者について1回が限度です。なお、著しく重くなった場合の具体例は次のとおりです。

住宅改修費支給を受けた際の要介護度	改めて支援を受けられる要介護度
要支援 1	要介護 3 以上
要支援 2 または 要介護 1	要介護 4 以上
要介護 2	要介護 5

## ご注意ください

以下のような場合は、介護保険や区の助成制度の対象とはなりません。

- ・新築や大規模な増改築工事の場合
- ・単なる老朽化や壊れたことによる修繕工事の場合
- ・趣味嗜好による必要以上に高価な材料や施工方法の場合
- ・既に工事を行ってしまった場合
- ・入院中や入所中の場合（ただし、退院等の予定が明らかで予め住環境の整備が必要な場合はご相談ください。）
- ・事前の申請内容と異なる工事を行った場合（見積書等の内容に変更が生じた場合は、必ず事前に介護保険課へご相談ください。）

対象となる改修項目や経費の内容は限定されているため、一体の工事であっても全ての費用が支給対象となるとは限りません。

## 住宅改修に関する申請・問合せ先

荒川区福祉部介護保険課介護給付係（荒川区役所 2 階 番窓口）

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号

電話 03-3802-3111（内線 2432）